



3.3. 産業労働局事業

3.3.1. 農地の創出再生と多面的機能の発揮【産業労働局：農林水産部】

まもる

未来に残す東京の農地プロジェクト

概要

都内全域で、現況非農地から農地への転換や、遊休農地や低利用農地の再生、農地が持つ多面的機能を発揮するために必要な施設整備、農的空間を確保するための整備、農地保全に資するソフト事業に対し支援することで、東京の農地の確保及び保全、その有効活用を図っていく。

(事業期間：令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度まで)

補助対象者

区市町村

補助要件・補助率等 ※以下の支援型を組み合わせ実施可能

- ① 農地創出型 (補助率 2/3 以内)
要件：農業者、区市町村等が保有する現況非農地で、整備後 8 年間超の利用
補助対象経費：建築物等解体処分費用の一部 (基礎や舗装版の撤去等)、除礫、深耕等の経費
- ② 農地再生型 (補助率 2/3 以内、認定新規就農者 3/4 以内)
要件：農業者等が貸借した遊休農地等又は事業承継に伴う作目転換で、整備後 8 年間超の利用
補助対象経費：遊休農地等を再生利用するために必要な経費 (伐採・伐根、深耕、整地等)
- ③ 生活環境型 (補助率 3/4 以内)
要件：市街化区域内の生産緑地又は市街化区域外の農地を保全するために必要な施設
補助対象経費：地域や環境に配慮した施設整備費等 (農薬飛散防止施設、簡易直売所、農業体験農園等)
- ④ 防災安全型 (補助率 3/4 以内)
要件：市街化区域内の生産緑地又は市街化区域外の農地の防災機能を強化するために必要な施設
補助対象経費：防災兼用農業用井戸の設置や、防災協力農地の周知看板などの整備費等
- ⑤ 公的利用型 (補助率 3/4 以内 100,000 千円/箇所を上限)
要件：区市町村の公有地であること
補助対象経費：市民農園、福祉農園、農業公園等の整備費等
- ⑥ 推進支援型 (補助率 1/2)
要件：農地が持つ多面的機能を周知するために必要なもの
補助対象経費：事業実施に必要な基本的な調査、農地保全の PR に必要な広報、防災マップ作成費等

イメージ等



農地創出型 (事例) 宅地→畑

農地再生型 (事例) 遊休農地再生

簡易直売所



農薬飛散防止施設

区民農園

防災兼用農業用井戸

農業公園

防災(直売所)マップ

担当窓口

産業労働局 農林水産部 農業振興課 土地改良計画担当 03-5000-7192

※事例は、巻末資料「事例集」⑥に記載。



3.3.2. 生産緑地の活用（農的利用）【産業労働局：農林水産部】

生産緑地買取・活用支援事業

概要

①生産緑地等買取支援

区市が農的利用を目的とし生産緑地等※を買取る際の資金を助成するため、(公財)東京都農林水産振興財団に基金を造成

区市が当該事業の補助条件に基づき生産緑地等を買取った場合に、基金から取り崩し補助

【出えん先】(公財)東京都農林水産振興財団

②買取生産緑地等の活用支援

区市が買取った生産緑地等に対し、都の政策課題の解決に資する施設整備を支援

③買取生産緑地等の運営支援

区市が、本事業で購入した生産緑地等において実施する農的な利用の運営を軌道に乗せるための経費の一部を補助

(事業期間：令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで)

※生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地

補助対象者

区市

補助要件

①区市が農的利用を目的とし生産緑地等を買取ること

②区市が買取った生産緑地等に対し、都の政策課題の解決に資する施設を整備すること

③農的な利用の運営を軌道に乗せるために、民間事業者、学識経験者その他専門知識を有する者により行われる企画提案、計画の立案・策定、効果的な手法の検討

補助率等

①補助率：2/3以内(1区市当たり1haまで)

②補助率：4/5以内(1区市当たり補助上限1億円)

③補助率：1年目2/3以内、2年目1/3以内(補助対象経費の上限1,000万円)

イメージ等

〈都の政策課題の例〉



高収益農業の研修施設



福祉農園(農福連携)

担当窓口

産業労働局 農林水産部 農業振興課 企画調整担当 03-5000-7183



生産緑地を活用した体験農園等普及事業

概要

生産緑地の貸借制度を活用し、都市農地保全と多世代・地域交流の活性化、将来の東京農業の支え手育成を実現するため、都が先行して開設したモデル農園と同様の取組に対し支援を行う。

(事業期間：令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで)

補助対象者

区市町村、法人、個人事業主

補助要件

以下の①②両方を満たす農園を開設・運営する場合

- ① 都内において生産緑地の貸借制度(※)を活用していること

※「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」または「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」

- ② 都市農地保全と多世代・地域交流の活性化に資する農園であること

補助率等

補助対象経費：農園の整備及び運営に要する経費

補助率：・整備費…1/2以内(補助上限1,000万円)

・運営費…1年目2/3以内(補助上限1,000万円)

2年目1/2以内(補助上限750万円)

3年目1/3以内(補助上限500万円)

イメージ等

都が先行して開設したモデル農園(わくわく都民農園小金井)



担当窓口

産業労働局 農林水産部 農業振興課 都市農地保全担当 03-5000-7186



3.3.3. 森林の魅力創出【産業労働局：農林水産部】

森林資源を活用した魅力創出事業

概要

多摩地域の森林の魅力をさらに引き出すため、間伐などの森林整備をはじめとした景観伐採、園地整備、普及啓発等の取組を行う市町村に対して支援する。

補助対象者

多摩地域の市町村（森林法第5条の森林が存在する市町村）

補助要件

①森林整備、園地整備

森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という。）及び5条森林に接続している森林法第2条に規定する森林

②景観伐採

国道、都道、市町村道又は林道等、若しくは登山道、散策路、又はハイキング路等の両側又は片側

補助率等

補助対象経費：森林整備、展望台設置、歩道整備、普及啓発活動等に要する経費

補助率：定額補助

イメージ等



【八王子市・ヤゴ沢（歩道整備）】



【奥多摩町・むかし道（森林整備）】

担当窓口

産業労働局 農林水産部 森林課 森づくり推進担当 03-5000-7198



3.3.4. 多摩産材の利用拡大【産業労働局：農林水産部】

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

概要

多摩産材と触れ合う場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、区市町村が設置又は整備する施設において、木材を活用したモデル的な施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進する。

補助対象者

区市町村

補助要件

- ①木造化、内装木質化、木製什器、木製遊具
 - ・木材利用推進方針が策定されていること
 - ・使用木材が東京の木多摩産材であること
- ②木製外構施設（木塀、門扉、パーゴラ、ベンチ、デッキ等）
 - ・使用木材が国産木材であり、そのうち東京の木多摩産材を3割以上使用すること

補助率等

- ・1区市町村あたり上限（補助率1/2）
 - ①木造化
 - ・工事費6,000万円 設計費3,000万円
 - ②内装木質化、木製什器、木製遊具、木製外構施設（木塀、門扉、パーゴラ、ベンチ、デッキ等）
 - ・工事費3,000万円
- ※3ヵ年の債務負担行為も補助対象

イメージ等



【木製外構施設】



【木造建築物】

担当窓口

産業労働局 農林水産部 森林課 森づくり推進担当 03-5000-7198